○経済産業省告示第二百六十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次のように同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年八月十七日

経済産業大臣　二階　俊博

名称	主たる事務所の所在地	登録の区分	審査業務開始日
日本検査株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目十番七号	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十一年八月十五日

○国土交通省告示第九百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大源太川

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字小坂六二三七番七内四等三角点小坂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第二千九百十四号で指定した土地の区域、昭和四十二年建設省告示第千三百四十二号で指定した第二号に掲げる土地の区域及び昭和六十一年建設省告示第千九百九十三号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三一五度五一分二六秒

七一八・二四五メートルの地点　一号

標柱一号から六三度三一分〇三秒

六二・三〇九メートルの地点　二号

標柱二号から八三度五六分一八秒

六〇五・九一二メートルの地点　三号

標柱三号から一七一度三三分二三秒

一六二・三一六メートルの地点　四号

標柱四号から二二五度五六分一八秒

一八六・一五七メートルの地点　五号

標柱五号から二七九度四五分三四秒

五四九・八九六メートルの地点　六号

○国土交通省告示第九百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　大源太川

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字小坂六二三七番七内四等三角点小坂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十九号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から三一五度五一分二六秒

七一八・二四五メートルの地点　一号

標柱一号から六三度三一分〇三秒

六二・三〇九メートルの地点　二号

標柱二号から八三度五六分一八秒

六〇五・九一二メートルの地点　三号

標柱三号から一七一度三三分二三秒

一六二・三一六メートルの地点　四号

標柱四号から二二五度五六分一八秒

一八六・一五七メートルの地点　五号

標柱五号から二七九度四五分三四秒

五四九・八九六メートルの地点　六号

○国土交通省告示第九百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

折立又川

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県魚沼市折立又新田字一枚小沢三九八番午内三等三角点三倉沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から三三度五三分五五秒

一〇八〇・四八九メートルの地点　一号

標柱一号から六四度五八分五四秒

四三・二四一メートルの地点　二号

標柱二号から一〇五度〇七分一〇秒

二四六・四〇三メートルの地点　三号

標柱三号から一三三度三八分一〇秒

八七・七八三メートルの地点　四号

標柱四号から一六六度三八分〇〇秒

一五三・三八〇メートルの地点　五号

標柱五号から一三四度二八分四九秒

二三〇・三七三メートルの地点　六号

標柱六号から一六三度四〇分五〇秒

九五・五九〇メートルの地点　七号

標柱七号から一三八度〇一分三九秒

二一八・七五五メートルの地点　八号

標柱八号から一六七度三四分一三秒

三八・八八六メートルの地点　九号

標柱九号から二四六度二五分〇〇秒

三四〇・二六六メートルの地点　十号

標柱十号から二五七度〇七分〇八秒

一六八・四四三メートルの地点　十一号

標柱十一号から二一三度四七分二九秒

二一三・一一〇メートルの地点　十二号

標柱十二号から二四二度二三分〇三秒

一三九・八八二メートルの地点　十三号

標柱十三号から三〇四度二四分二八秒

五〇・五六三メートルの地点　十四号

標柱十四号から三二六度四〇分三九秒

一七五・四七四メートルの地点　十五号

標柱十五号から二八九度〇八分三二秒

一五三・四五七メートルの地点　十六号

標柱十六号から三三八度三六分三六秒

一七三・六一三メートルの地点　十七号

標柱十七号から四〇度〇一分一〇秒

三〇〇・八七九メートルの地点　十八号

標柱十八号から三四八度二九分一〇秒

一四二・〇一四メートルの地点　十九号

標柱十九号から三四度三一分四三秒

一七〇・六三八メートルの地点　二十号

標柱二十号から二度〇七分一七秒

八四・五八二メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から三八度〇〇分二九秒

一二〇・〇九八メートルの地点　二十二号

○国土交通省告示第九百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下祝沢

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県魚沼市大白川字立安外五字三八六番一内四等三角点松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を平成十八年国土交通省告示第千百二十二号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二九度五一分四七秒

九六三・三九五メートルの地点　一号

標柱一号から二七二度六分二六秒

八六・三五四メートルの地点　二号

標柱二号から二四〇度三八分四七秒

五四・二八二メートルの地点　三号

標柱三号から三〇四度五四分四一秒

四四・九四一メートルの地点　四号

標柱四号から三二五度四〇分一三秒

五四・〇八四メートルの地点　五号

標柱五号から二九三度四八分二三秒

五五・五二六メートルの地点　六号

標柱六号から三二一度二五分五二秒

一二六・二四二メートルの地点　七号